みんなの里海づくり支援事業　研究助成金交付要綱

ＥＭＥＣＳ要綱第３８号
施行令和７年５月１４日

（目的）
第１条　この要綱は、国際エメックスセンター（以下「エメックスセンター」という。）が里海づくりに関する研究の支援のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（支援対象者）
第２条　次に掲げるいずれかに所属する研究者とする。
（１）国及び地方公共団体の試験研究・技術開発機関
（２）学校教育法に基づく大学・短期大学・高等専門学校及びその附属研究・技術開発機関
（３）独立行政法人の試験研究・技術開発機関
（４）その他の非営利法人

（支援対象研究）
第３条 沿岸海域での里海づくり活動に資する研究であって、里海づくり活動や計画策定への実装が期待される研究を支援対象とする。

（助成額）
第４条 原則として１件あたり１００万円を限度とし、審査により助成額を決定する。

（助成対象となる経費等）
第５条 助成金交付の対象となる経費は、研究遂行に直接必要な以下の経費とする。
（１）人件費・謝金
（２）研究費 ①消耗品費　②印刷製本費　③通信運搬費　④光熱水料　⑤借損料　及び役務費　⑥旅費　⑦会議費　⑧雑費
（３）外部委託費 ①外注費 ②委託費

（支援期間）
第６条 支援期間は、４月１日から翌年３月 31 日までとし、支援決定通知日以前の経費も助成対象とする。

（支援申請書の提出）
第７条 支援申請者は、募集要領に基づき、募集期間内に支援申請書を提出する。

（選考）
第８条 選考は、「みんなの里海づくり支援事業に係る事業運営委員会」が提出された応募書類をもとに行い、助成金支援対象研究者（以下、「支援対象研究者という。」を決定する。

（交付の内定および通知）
第９条 エメックスセンターは、支援内定者に対して支援額を決定し支援内定通知書を送付する。なお不採択となった申請者にも、その旨の通知を行う。

（助成金の交付）
第１０条 支援内定者は、支援内定通知を確認の上、直ちに支援承諾書を提出する。
２ 支援内定者は、上記通知受理後エメックスセンターと協議の上、交付申請書を提出する。エメックスセンターが審査・決定後に助成金を交付する。
３ 助成金は、原則として支援対象者が所属する機関（以下「所属機関」という。）へ支払う。

（交付申請の取下げ）
第１１条 支援対象研究者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより助成金交付の申請を取り下げようとするときは、エメックスセンターが定める期間内に、助成金交付申請取下げ書をエメックスセンターに提出するものとする。
２ 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（研究の指導等）
第１２条 支援対象者は、エメックスセンターが指名する専門家から、研究実施に関わる指導・助言を受けることができる。

（研究内容の変更）
第１３条 支援対象研究者は、研究活動の内容の変更をしようとするときには、あらかじめ研究計画変更承認申請書をエメックスセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
２　エメックスセンターは、前項の規定による研究計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、研究計画変更承認通知書により支援対象研究者に通知するものとする。
３　エメックスセンターは、第１項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（計画の中止又は廃止の承認）
第１４条 支援対象研究者は、助成研究活動を全部若しくは一部中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ研究活動中止・廃止承認申請書をエメックスセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

２ エメックスセンターは、前項の規定による研究活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、次により支援対象団体に通知するものとする。

（１）助成研究活動を一部中止したときは、助成研究活動中止・廃止承認通知書

（２）助成研究活動を全部中止又は廃止したときは、助成研究活動中止・廃止承認通知書。ただし、この規定による通知を行ったときは、第９条の規定による交付すべき助成金はないとする確定を行ったものとする。

（研究遅延の報告）

第１５条 支援対象研究者は、助成研究活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合には、速やかにエメックスセンターに報告し、その指示を受けなければならない。

（助成研究活動報告書の提出）

第１６条 支援対象者は、研究活動報告書および所要額精算調書を期限までに提出しなければならない。

（所要経費の流用）

第１７条 予算内での各費目の２割を限度として流用は認める。

２ 要綱第１３条により研究内容の変更の承認を得た場合は、この限りではない。

（助成金の交付決定の取消し）

第１８条 エメックスセンターは、次の各号に該当する場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（１）申請に不正があった場合

（２）助成金を他用途に使用した場合

（３）助成条件に違反した場合

（４）他の補助金等と重複して助成を受けていたと認められる場合

（５）成果・経費報告を正当な理由なく行わなかった場合

（６）その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

２ エメックスセンターは、前項の規定により取り消しした場合には、助成金交付決定取消し通知書により、支援対象者に通知するものとする。

（属性要件に基づく助成金交付決定の取り消し）

第１８条の２ エメックスセンターは、支援対象者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（１）支援対象者の役員等（代表者、理事等その他運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条 第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３）役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積 極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

２ 前項の取消しを行った場合の通知については、前条第２項の規定を準用する。

（行為要件に基づく助成金の交付決定の取消し）

第１８条の３ エメックスセンターは、助成対象団体が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）暴力的な要求行為
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４）偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害する行為
（５）その他前各号に準ずる行為

２ 前項の取消しを行った場合の通知については、第１８条第２項の規定を準用する。

（助成金の返還）

第１９条 エメックスセンターは、第１８条第１項、第１８条の２第１項及び第１８条の３第１項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

２ 支援対象研究者は、第９条の規定により助成金の額が確定した場合において、既に当該確定した助成金の額を超える助成金の支払を受けているときは、当該超過額をエメックスセンターが指定する期限までに返還しなければならない。

３ 研究活動期間中に転出等により研究遂行が困難となった場合、助成金を移転、又はエメックスセンターに返還する。

（加算金及び延滞金）

第２０条 支援対象研究者は、第１８条第１項、第１８条の２第１項及び第１８条の３第１項により取消しがされ、前条の規定による助成金の返還を命じられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をエメックスセンターに納付しなければならない。

２ 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。返還期

限内に納付しないときは、支援対象研究者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金をエメックスセンターに納付しなければならない。

３　エメックスセンターは、前２項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、支援対象研究者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の一部又は全部を免除することができる。

（調査等）

第２１条 エメックスセンターは、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、支援対象研究者に対し報告をさせ、又はエメックスセンターの職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

２　エメックスセンターは、前項の規定による調査等により、当該助成研究活動が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、支援対象研究者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

３　支援対象研究者は、前項の指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

（助成金の額の確定後の監査等）

第２２条 支援対象団体は、第９条の規定による助成金の額の確定の通知を受けた時から７年間は、当該助成活動に係る帳簿書類等を保存しておかなければならない。

２ 第１８条から前条までの規定は、前項の期間についても適用があるものとする。

（手続様式及びオンライン手続）

第２２条の２ この要綱に規定する手続は、エメックスセンターが別に定める様式により行うものとする。

（研究成果の公表等）

第２３条 研究の成果を公表する際は、エメックスセンターの助成を受けたことを明記する。

２ 学会等へ発表した場合は、その内容の写しをエメックスセンターへ提出する。

（知的財産権等の帰属）

第２４条 研究助成の知的財産権は、支援研究対象者またはその所属機関に帰属する。

２ 助成金で購入した物品の所有は、支援研究対象者の所属機関に帰属する。

（実施に関し必要な事項）

第２５条 この要綱の実施に関し必要な事項は、エメックスセンターが別に定める。

附則

本実施要綱は、令和７年５月１４日から施行する。